

安全報告書

運輸安全マネジメントに関する取り組み



平成 29 年度
八風バス株式会社

1. 輸送の安全に関する方針

○グループ基本理念

三重交通グループは、お客さまの豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。

○社訓

無事故は使命

思いやりとプロの自覚

○安全基本方針

1. プロドライバーとして、無事故が社会的使命
2. 輸送の安全確保が、事業経営の根幹
3. 安全輸送に関する、関係法令等の遵守
4. 運輸安全マネジメント体制の、継続的改善等の実施
5. 信頼され選ばれる、八風バスを目指す

2. 社員への周知の方法

1. 事務所(点呼場)及び乗務員休憩室への掲示
2. 乗務員講習会(年4回)の冒頭での復唱
3. 仕業点呼及び終業点呼時の復唱

3. 取り組み事項

1. 事業活動に於いては、お客さまの安全確保を第一に考えます。
2. 安全確保のため、日ごろから危険因子の排除に努め、安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施します。
3. 安全に関する記育、研修、訓練等を適時適切に実施します。
4. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指し、法令遵守を徹底します。
5. 事故、災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行い、他の機関と連携を密にし、被害の拡大防止、早期復旧を図るとともに輸送の安全に関する情報について、積極的に公表いたします。

4. 輸送の安全の関する具体的な目標

1. 重大事故 0 を目指します。
2. 三事故(自らの注意で防げる追突・車内・扉挟撃) 0 を目指します。
3. 有責(相手方に損害を与える)事故件数の前年度発生数の2件未満を目指します。
4. 労働災害事故(特に通勤途上での交通事故)の 0 を目指します。

5. 平成 28 年度の取り組み総括(平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末まで)

(1) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

目 標①……重大事故(自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故)絶無を目指しました。

結 果……0 件 目標達成しました。

目 標②……3 事故(自らの注意で防げる追突・車内・扉挟撃)事故の根絶を目指しました。

結 果……0 件 目標達成しました。

目 標③……有責(相手に損害を与えた物損事故)前年度発生件数の 5 件未満を目指しました。

結 果……2 件 目標達成しました。(対前年-3 件)

目 標④……労働災害事故(特に出勤途上での交通事故)絶無を目指しました。

結 果……0 件 目標達成しました。

(2) 事故発生件数の内訳(当社規定による相手方に損害を与えた事故)

有責(物損) 2 件 ※運輸支局報告事案はなし

本年度有責事故合計 2 件(乗合:物損 1 件・貸切物損 1 件)

前年度有責事故累計 5 件 増減-3 件 目標達成。

(3) 事故の分析

①追突事故 ……0 件

②車内事故 ……0 件

③扉挟撃事故…0 件

④交差点事故…0 件

⑤定置物接触…2 件

(4) 事故防止に取り組んだ事項

①事故防止に向けた会議または研修・セミナーへ出席しました。

<安全統括管理者>

【定例】…年間 4 回(7 月、9 月、12 月、3 月に開催)三重交通グループ事故防止対策委員会
※委員長は、三重交通(株)安全統括管理者

【その他】事故防止委員会(バス協会主催)、

<運行主任>

【定例】…年間 4 回(7 月、9 月、12 月、3 月に開催)三重交通グループ統括運行管理者会議
※事故防止対策委員会にて決定した取り組み事項及び緊急性のある事項については、当該会議をもって各事業所の全職員へ周知を図り具体的な取り組みを策定しました。

【その他】統括運行管理者研修(三重交通主催)、運行主任研修(三重交通主催)

普通救命講習会への参加(四日市消防本部)、観光バス事故及び火災発生時の対応研修(四日市消防本部)

<運転士>

【定例】…年間 4 回(7 月、9 月、12 月、3 月に開催)乗務員講習会

※上記会議での決定事項の周知を図るとともに、「安全輸送とサービス向上運動」期間中の事故絶無及び上質な接遇に取り組みました。

【その他】新人1年未満（配属後6ヶ月）フォローアップ研修（三重交通）、貸切バス乗務員養成教習、普通救命講習会への参加（四日市消防本部）、観光バス事故発生時の対応研修（四日市消防本部）

②安全啓蒙運動を実施しました。

年間4回（春・夏・秋・年末年始）「安全輸送とサービス向上運動」を展開し、事故防止及びクレーム防止に取り組みました。

③②の期間前に、安全統括管理者及び運行管理者による安全講習会を全乗務員対象に実施しました。また早急な取り組みを要する事象が発生した場合には、緊急乗務員講習会を実施しました。

④会社トップによる職場巡視の実施

代表取締役による月例の職場巡視を行い、取り組み状況の確認と現場管理者との意見交換を行いました。また同時に乗務員との懇談会を実施し、意思の疎通と安全意識の向上を図りました。

⑤運行管理者会議の実施

- ・毎月1回、安全統括管理者である取締役運行部長をリーダーとして、全運行主任が出席し、運行会議を実施しました。各乗務員の職務態度または日常生活等まで詳細に情報共有を図り、事故防止に取り組みました。
- ・事故・事案が発生した際には、緊急の運行会議を開催し、事故原因の究明と再発防止策の策定を講じました。
- ・当会議では、勤務計画会議を併設しており、三重交通(株)貸切受注会議に於いて協議された翌月以降を中心とした受注状況を基に、改善基準を遵守すべく勤務計画を策定しました。

⑥内部監査の実施による法令遵守に対する意識の向上

- ・毎年、三重交通GHD監査室による内部監査で、遵守状況の確認と改善指導を受けています。
- ・年4回、三重交通(株)運転保安部による、運行管理業務の定期点検にて、遵守状況の確認と改善指導を受けています。
- ・乗務員講習会に於いて、特に道路交通法、道路運送法、旅客自動車事業運輸規則を中心に事象に合せて説明し認識の確認を行っています。
- ・全職員の運転記録照明書を取得し、事故及び違反の有無並びに免許証の有効期限の確認を行い、交通事業に携わる者としての安全意識の向上を図りました。

⑦運転適性診断の実施とフィードバック

独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断(3年毎の定期診断及び事故惹起者を対象とする特別診断、また65歳以上の高齢運転者を対象とする適齢診断は社内基準を1年短縮し2年毎としており、高齢運転者に対する事故防止を強化)を対象者全員に受診させ、結果を個人へフィードバックし、運転に対する個々の深層心理についてカウンセリングを実施し、安全運転に対する意識の向上を図りました。

⑧定期健康診断の全員受診と有所見者への追跡指導の実施

年2回実施する定期健康診断を全乗務員に受診させ、要再検査等の所見があった者に対しては、遅滞なく医師の診断を受けるよう指示し、その結果をもとに、個人の健康状態の把握と追跡指導を行うことにより、健康に起因する事故防止に努めました。

⑨無呼吸症候群スクリーニング検査を実施しD判定者を中心に専門医の診断を受診させました。
乗務員及び運行管理者全員に、パルスオキシメーターによる簡易検査を実施し、D判定者全員とC判定者の任意により、専門医の診断を受診させました。

⑩緊急事態発生時等の対応マニュアルの周知及び実地訓練の実施

年4回の定期乗務員講習会に於いて緊急事態発生時等の対応マニュアルの再周知を行いました。また各マニュアルについては、臨時点検を行い必要に応じて更新するとともに、全車両の運転席付近へ備え付けました。

⑪運行管理者による添乗指導の実施

- ・乗合交番乗務時に添乗指導を積極的に実施し、日々の安全運転に対する取り組み状況を見極め、改善が必要と判断した乗務員に対して、リアルタイムに指導し安全意識の高揚を図りました。
- ・特に、事故・苦情惹起者の追跡添乗及び、要注意者に対する添乗指導を強化しました。

(5) 労働環境の改善を含んだ輸送の安全に関する投資金額

- ①貸切車両への常時録画型ドライブレコーダーへの代替え・・・・・・・・・・100万円
- ②乗合車両のLED路肩灯への交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・10万円
- ③睡眠時無呼吸症候群の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・15万円
- ④大型乗合車両5両への新型亀甲型タイヤチェーンの導入・・・・・・・・・・22万円
- ⑤貸切車両へのシートベルト装着案内放送装置の導入・・・・・・・・・・14万円

合計 161万円

(6) 安全管理規定の変更の有無

道路運送法改正ならび受託事業拡大に伴い、社内組織の指示・命令系統の明確化と体制の強化を図るため、平成29年4月に一部改定しました。

以上

平成 29 年度の取り組みについて（平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末）

平成 29 年 3 月 30 日、本社会議室に於いて内部監査(平成 29 年 2 月 27 日実施)の結果を基に、社内会議を開催し、経営トップである代表取締役をリーダーとして、安全統括管理者の取締役運行部長・監査担当の取締役総務部長・総務課長・運行主任により「平成 28 年度 八風バス運輸安全マネジメントに関する取り組み」結果を総括・分析し、更なる安全性の向上を目指して「平成 29 年度 八風バス運輸安全マネジメントに関する取り組み」を決定いたしました。

1. 輸送の安全に関する方針

○グループ基本理念

三重交通グループは、お客さまの豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。

○社訓

無事故は使命

思いやりとプロの自覚

○安全基本方針

1. 安全を最優先する組織・風土の構築
2. 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
3. 安全を支える従業員の能力向上と健康の確立
4. お客様の安全を第一に考えた行動・運転・サービスの提供
5. お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
6. 基本方針に基づく施策の確実な実践と法令の遵守

2. 社員への周知の方法

1. 事務所(点呼場)及び乗務員休憩室への掲示
2. 乗務員講習会(年 4 回)の冒頭での復唱
3. 仕業点呼及び終業点呼時の復唱

3. 取り組み事項

1. 事業活動に於いては、お客さまの安全確保を第一に考えます。
2. 安全確保のため、日ごろから危険因子の排除に努め、安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施します。
3. 安全に関する記育、研修、訓練等を適時適切に実施します。
4. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指し、法令遵守を徹底します。
5. 事故、災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行い、他の機関と連携を密にし、被害の拡大防止、早期復旧を図るとともに輸送の安全に関する情報について、積極的に公表いたします。

4. 輸送の安全に関する具体的な目標

1. 重大事故 0 を目指します。
2. 三事故(自らの注意で防げる追突・車内・扉挟撃) 0 を目指します。
3. 有責(相手方に損害を与える)事故件数の前年度発生件数の2件未満を目指します。
4. 労働災害事故(特に通勤途上での交通事故)の 0 を目指します。

5. 輸送の安全に関する重点施策

1. 安全基本方針の更なる浸透
 - ・管理者と乗務員相互のコミュニケーションの強化
 - ・取り組み目標の更なる浸透と取り組み強化
 - ・法令遵守に向けた取り組み強化
 - ・公共交通に従事する者としての自覚の促進
 - ・目標に対する経過の定期的な公表
2. 運行管理体制の更なる強化
 - ・三重交通グループの事故防止会議(安全マネジメントに関する会議体)への参加
 - ・三重交通グループ内での事故事案の情報提供及び共有化
 - ・月例事故防止会議の充実
 - ・運行管理者の内部及び外部での研修またはセミナーへの参加
 - ・事故分析データ及び指導ツールを活用した詳細な事故事案の分析と再発防止策の共有化
 - ・リスク管理体制の強化
 - ・緊急時の対応マニュアルの随時見直しと訓練の実施
 - ・運転士教習の充実
3. 乗務員教育の充実
 - ・緊張感のある厳正な点呼執行
 - ・管理者による添乗指導の強化
 - ・ドライブレコーダー等を活用したヒヤリ・ハット情報の共有化
 - ・個人特性に着目した指導・教育の強化
 - ・事故惹起者へのフォローアップ指導・教育の強化
 - ・健康有所見者への継続的指導・教育
 - ・適性診断結果を活用した継続的指導・教育
 - ・緊急時の初期対応手順の把握と訓練への参加

6. 輸送の安全に関する計画

1. 安全啓発運動の実施
 - ・年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の実施
 - ①春の「安全輸送とサービス向上運動」…………… 平成29年 4月6日～ 5月14日

- ②夏の「安全輸送とサービス向上運動」……………平成29年 7月21日～ 8月20日
- ③秋の「安全輸送とサービス向上運動」……………平成29年10月 6日～ 11月 5日
- ④年末年始の「安全輸送とサービス向上運動」…平成29年12月21日～30年1月20日

2. 経営トップによる職場巡回の実施

代表取締役による職場巡回を行い、取り組み状況の確認と現場管理者及び乗務員との意見交換を行い、意思の疎通と安全方針の更なる浸透と安全意識の向上を図ります。

3. 教育訓練の実施

(1) 運行管理者への研修

- ①運行主任研修及び統括運行管理者研修（三重交通 研修所）
- ②初任運行管理者及び運行管理補助者（三重交通 研修所）
- ③運輸安全マネジメント研修（三重交通）

(2) 乗務員への研修

- ①運転士のフォローアップ研修（三重交通 研修所）
 - ・運転経験1年未満者、貸切運転士を対象とした研修
- ②運転士キャリアアップ研修（自社研修、対象者により三重交通 研修所）
 - ・貸切バス、冬山スキーバス乗務に向けた各研修の実施
- ③事故・苦情惹起者の再研修（三重交通 研修所）
 - ・重大な過失がある事故及び苦情を惹起した者を対象
- ④その他安全運転研修
 - ・社外施設を利用した実技実習
- ⑤新規採用後の運転士養成研修（三重交通 研修所）
 - ・三重交通 研修所にて、バス運転士に必要な「心構え」「運転技量」の習得を図ります。
- ⑥高齢運転士への事故防止対策（自動車事故対策機構）
 - ・適齢診断を規定の3年毎の受診から、2年毎の受診として安全管理を充実します。
 - ・高齢運転士（乗合68歳以上、貸切65歳以上を対象）への脳ドック受診を実施します。
- ⑦睡眠時無呼吸症候群（SAS）の対策
 - ・スクリーニング検査D判定者（C判定者は任意）の追跡指導を徹底します。
- ⑧緊急時（大規模地震・津波・バスジャック・テロ等）の対応訓練の実施
 - ・万一の事態を想定した訓練をにより冷静且つ迅速な対応が出来るよう万全を期します。

4. 輸送の安全に関する投資予算

(1) 安全に関する投資

- ①乗合車両全車への常時録画型ドライブレコーダーへの代替え……………150万円
 - ①運転免許証リーダーの導入……………50万円
 - ②高齢運転士（乗合68歳以上、貸切65歳以上を対象）への脳ドック受診……………10万円
 - ③乗合車両への亀甲型タイヤチェーンの追加導入……………15万円
- 合計 225万円

5. 輸送の安全に関する監査並びに業務点検の実施

輸送の安全に関する取り組みを確認するとともに、更なる改善に向けて取り組みます。

- (1) 取締役総務部長による内部監査の実施……………平成30年2月～3月予定

(2) 三重交通 GHD 監査室による業務監査の実施・・・平成 30 年 1 月～2 月予定

(3) 三重交通運転保安部による運行管理業務点検・・・平成 29 年 6、9、12 月、30 年 3 月予定

6. 安全統括管理者及び安全管理規定

・安全統括管理者・・・・・・・・・・取締役運行部長 岡本 純一

・安全管理規定・・・・・・・・・・見直しましたが変更すべき点はありませんでした。

7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(1) 輸送の安全に関する組織図・・・・・・・・・・別紙 1

(2) 事故・事件・災害発生時の報告系統図・・・・・・・・・・別紙 2

以上